



あふれる笑顔のまち村上



令和8年度
村上市木質バイオマスストーブ
設置費補助金(2次募集)

	令和8年
申請期間	9月 1日(火) から
	11月30日(月) まで

※受付は土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

市では、環境負荷の少ない木質燃料の活用による地球温暖化対策の推進と木材利用の拡大を図るため、市内において木質バイオマスストーブを設置する方に、設置費用の一部を補助します。

令和8年度の募集を行いますので、希望される方はお申し込みください。

○ 補助対象設備

補助の対象となる木質バイオマスストーブとは、木質ペレットまたは薪、製材端材等を燃料とするストーブで、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 購入および設置に要する経費が60,000円以上であること
- (2) 購入および設置した木質バイオマスストーブを適正に維持管理できること
- (3) 設置前において未使用品であること
- (4) リース契約による木質バイオマスストーブでないこと

○ 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の(1)～(3)のいずれかを満たし、かつ(4)～(6)のすべての条件を満たす方

- (1) 市内に居住または居住しようとする方で、既存戸建住宅または新築戸建住宅に木質バイオマスストーブを設置する方
- (2) 市内に居住または居住しようとする方で、木質バイオマスストーブが設置された建売住宅を購入する方
- (3) 市内に事業所（工場は除く）を有し、暖房用として木質バイオマスストーブを設置する事業者
- (4) 申請時において、市税等を滞納していない方
- (5) 補助金の交付を受けようとする住宅を自ら所有する方、または所有する方と生計を一にする方
- (6) 令和9年2月28日までに実績報告書を提出できる方（期限内に実績報告書を提出できない方は、交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください）

○補助金額および補助対象基数（令和8年度補助金予算枠: 100万円） 予算無くなり次第終了

補 助 金 額 木質バイオマスストーブ購入および設置費用の3分の1（上限 100,000円）

補助対象基数 年度内 1棟あたり 1基

・算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額が補助金額となります。

○ 申請方法

・申請書に必要事項を記入し、申請者本人、ご家族または施工業者などが指定する書類を添えて本庁環境課または各支所地域振興課窓口へ直接提出してください。電話やFAX、メール、郵送での申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

・木質バイオマスストーブを設置する前に申請してください。

（補助金の交付決定（7月中旬予定）前に設置された場合は補助の対象外となります。）

・申請書の様式は窓口でも配布しておりますが、市のホームページからもダウンロードできます。



村上市ホームページ
QRコード

村上市ホームページ <http://www.city.murakami.lg.jp/site/eco/biomass-r08.html>

○ 申請受付

・申請受付期間：令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

・申請受付時間：土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

・申請多数で予算枠を超えた場合は抽選となります。

なお、申請受付期間内に予算枠を超えなかった場合でも、募集の延長はいたしません。

・書類不足や印鑑の誤り等の不備があった場合は、受け付けることができませんのでご了承ください。

○ 手続きの流れ



① 交付申請

交付申請は、設置工事に着工する前（設置済の建売住宅を購入される方は引き渡しを受ける前）に「木質バイオマスストーブ設置費補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 木質バイオマスストーブ設置予定の位置図（住宅地図等）
- (2) 設備の設置に係る経費の内訳が明記されている契約書の写しまたは見積書の写し
- (3) 設置機種のカatalogの写し
- (4) 設置予定箇所の写真
- (5) 市税の納税証明書（木質バイオマスストーブ補助金申請用）

② 設置工事の着手

補助金の交付を受ける場合は、必ず「木質バイオマスストーブ設置費補助金交付決定通知書」を受けとってから設置工事（設置済の建売住宅を購入される方は住宅の引き渡し）を行ってください。



③ 実績報告の提出

実績報告は、設置工事が完了した日（設置済の建売住宅を購入される方は、住宅の引き渡し日）の翌日から15日以内、または令和9年2月28日のいずれか早い日までに「木質バイオマスストーブ設置費補助金事業実績報告書」（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 設備の設置に要した経費に係る領収書および内訳書の写し
- (2) 設備の設置状況を示す写真（交付申請時と同じ位置で撮影すること）

・本補助金を受け木質バイオマスストーブを設置した方には、設置した翌月から2年間の利用状況（簡易なもの）を報告していただきます。いただいた情報は、木質バイオマスストーブ普及の啓発等に活用させていただきます。



○ その他

- ・木質バイオマスストーブや煙突を設置するときは、建築基準法および村上市火災予防条例により定められた基準を守り設置してください。
- ・木質バイオマスストーブの使用による煙の発生については、近隣住宅の迷惑とにならないよう留意してください。
- ・ごみなどの廃棄物や健康を害する恐れのあるものは、木質バイオマスストーブで燃やさないでください。



○ よくある質問 Q&A

Q. 木質バイオマスストーブとは、どのようなストーブのことをいうのですか。

A. 木質バイオマスストーブとは、木質ペレット、薪または製材端材等を燃料とするストーブのことで、木質ペレットストーブや薪ストーブがあります。

Q. 対象設備をすでに設置済みまたは工事中の場合は補助対象になりますか。

A. 補助金の交付決定を受けたあとで工事を着手するものが対象となりますので、すでに設置済みまたは工事中の場合は**対象になりません**。なお、対象設備が設置された建売住宅の場合は、交付決定を受けたあとに住宅の引き渡しを受けてください。

Q. 自分で設置する場合も対象となりますか。

A. 自分で設置する場合は、購入するストーブおよび設置に必要な器具、材料費等が対象となります。ただし、交付決定前に購入したものは**対象となりません**のでご注意ください。

Q. 薪ストーブには色々な種類がありますが、補助対象にならないものがありますか。

A. 法律では補助金で取得した暖房用機器の処分制限期間を6年と定めています。これに準じ、補助対象となるストーブは耐用年数が6年以上のものとしています。時計型薪ストーブなど薄手鉄製のストーブは耐用年数が3年程度のため、補助の**対象となりません**のでご注意ください。また、燃料、薪収納棚、掃除用具なども**対象となりません**。

Q. 現在設置している木質バイオマスストーブを更新する場合は対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、更新に要する費用（購入及び設置費用）が60,000円未満の場合は**対象となりません**のでご注意ください。

なお、過去に本補助金の交付を受けて設置した木質バイオマスストーブを更新する場合は、設置後6年以上経過していることが条件となります。

Q. 集合住宅に木質バイオマスストーブを設置する場合は補助金の対象となりますか。

A. 戸建住宅（併用住宅を含む）と事業所（工場は除く）が対象となり、集合住宅は**対象となりません**。

Q. 設置工事は令和9年2月28日までに完了しないといけないのでしょうか。

A. 本補助金の交付決定を受けた方は、必ず令和9年2月28日までに工事を完了し実績報告書を提出してください。期限を越えてしまうと補助金を受けることができませんのでご注意ください。

Q. 交付決定通知を受けてから、申請した内容を変更したいときはどうなりますか。

A. 変更の大小にかかわらず、必ず事前にご相談ください。事前協議や変更交付申請書の提出が無い状況で内容を変更した場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。

Q. 交付決定通知を受けてから、申請した工事費（補助対象経費）を変更する場合、補助金額はどうなりますか。

A. 交付決定後、補助対象経費に変更があった場合は、増額、減額どちらの場合でも、速やかに補助金変更交付申請書を提出し、変更交付決定を受けてください。変更交付申請書の提出が無い状況で対象経費を変更した場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。なお、対象経費の増額に伴う補助金の増額はいたしません。一方、対象経費の減額に伴い補助金が増動（減額）する場合は、変更後の補助対象経費で算定した額が補助金額となります。

Q. その他の「利用状況」の報告はどのように行うのですか。

A. 設置した翌月から2年間、毎月分の木材使用量（木質ペレット使用量、薪・製材端材使用量）を報告していただきます。市から配布する用紙に記入し、年度ごとにまとめて翌年度4月中に報告してください。

その他、不明な点については村上市ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。



お問い合わせ先

村上市 環境課 環境政策室

電話 0254 (53) 2111 (内線3321) E-mail kankyo-en@city.murakami.lg.jp